

# ストレスチェック制度の実施状況

※ 労働安全衛生調査（実態調査）平成 29 年 特別集計

## 1 ストレスチェック制度の実施状況

- 労働安全衛生調査の対象事業場（主要産業における常用労働者 10 人以上を雇用する民営事業場）のうち、常用労働者 50 人以上を雇用する事業場について、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施した事業場割合は 78.9%。

表 1 ストレスチェック制度の実施状況（%）

事業場規模	50～99 人	100～299 人	300～999 人	1,000 人以上	計
実施事業場割合	72.2	87.1	96.8	94.0	78.9

表 2 ストレスチェック制度の実施状況（産業別）（%）

産業分類	実施事業場割合
農業, 林業（林業に限る。）	69.3
鉱業, 採石業, 砂利採取業	88.4
建設業	78.4
製造業	84.1
電気・ガス・熱供給・水道業	96.8
情報通信業	89.4
運輸業, 郵便業	82.9
卸売業, 小売業	79.4
金融業, 保険業	89.5
不動産業, 物品賃貸業	78.6
学術研究, 専門・技術サービス業	90.0
宿泊業, 飲食サービス業	49.0
生活関連サービス業, 娯楽業	77.0
教育, 学習支援業	84.4
医療, 福祉	76.6
複合サービス事業	93.8
サービス業（他に分類されないもの）	68.9
計	78.9

## 2 集団分析<sup>※1</sup> 及びその結果の活用状況

- ストレスチェックの実施義務のある常用労働者 50 人以上を雇用する事業場のうち、ストレスチェックの結果の集団（部、課など）ごとの分析を実施し、その結果を活用した事業場は約 5 割。

表 3 集団分析及びその結果の活用状況（%）

事業場規模	50～99 人	100～299 人	300～999 人	1,000 人以上	計
集団分析を実施し、その結果を活用した事業場割合	47.8	53.6	64.8	76.8	51.7

※1 集団分析とは、個人のストレスチェックの結果を一定の集団（職場や部署単位）ごとに集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握すること。ストレスチェックを実施した場合は、集団分析の結果を、業務内容や労働時間など他の情報と併せて評価し、職場環境改善に取り組むことが事業者の努力義務となっている。

《 以下3～5は、実施報告書<sup>※2</sup>の提出があった事業場における実施状況 》

※ 厚生労働省労働衛生課調べ

※2 ストレスチェックの実施が義務付けられている事業場が、ストレスチェックの実施結果に関して、所轄の労働基準監督署に提出する報告書。報告書の提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えないこととしている。

### 3 ストレスチェックの受検状況

- ・ ストレスチェックの対象となる労働者のうち、実際にストレスチェックを受けた労働者は約8割。

表4 ストレスチェックの受検状況 (%)

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	計
ストレスチェックを受けた労働者の割合	77.2	78.2	79.1	81.2	78.6

### 4 ストレスチェック実施者<sup>※3</sup>の状況

- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、約7割の者が、事業場内の産業医等が実施する検査を受けている。

表5 ストレスチェック実施者の状況（労働者数割合） (%)

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	計
事業場内の産業医等	56.4	60.1	70.8	86.3	65.7
① 事業場選任の産業医	48.5	50.8	59.0	74.5	55.7
② 事業場所属の医師（①以外の医師に限る）、保健師、看護師または精神保健福祉士	7.9	9.3	11.8	11.8	10.0
外部委託先の医師、保健師、看護師または精神保健福祉士	43.6	39.9	29.2	13.7	34.3

※3 ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの調査票の選定や調査票に基づくストレスの程度の評価方法、高ストレス者の選定基準の決定について、事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認するなどの役割がある。ストレスチェック実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師・精神保健福祉士から選任する必要がある。（平成30年8月9日に改正労働安全衛生規則を公布・施行し、ストレスチェック実施者に、一定の研修を受けた歯科医師及び公認心理師を追加した。）

## 5 医師による面接指導の実施状況

- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた者<sup>※4</sup>は0.5%。

表6 医師による面接指導を受けた労働者の状況 (%)

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	計
医師による面接指導を受けた労働者の割合	0.6	0.5	0.4	0.5	0.5

※4 事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければならない。

- ・ 面接指導を受けた労働者のうち、約8割の者が、事業場選任の産業医からの面接指導を受けている。

表7 面接指導実施者の状況（労働者数割合） (%)

事業場規模	50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	計
① 事業場選任の産業医	82.4	79.0	82.3	85.8	81.6
② 事業場所属の医師 (①以外の医師に限る)	3.9	5.3	7.0	8.2	5.7
③ 外部委託先の医師	13.7	15.7	10.7	6.0	12.8